

第19号議案

平成29年度京都府一般会計補正予算（第3号）

平成29年度京都府の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,692,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ921,811,907千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

平成29年9月29日提出

京都府知事 山田 啓 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		163,669,819 ^{千円}	161,900 ^{千円}	163,831,719 ^{千円}
	1 地方交付税	163,669,819	161,900	163,831,719
9 国庫支出金		72,142,200	3,312,600	75,454,800

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫負担金	41,616,409 ^{千円}	2,018,000 ^{千円}	43,634,409 ^{千円}
	2 国庫補助金	28,600,449	1,600	28,602,049
	3 委託金	1,925,342	1,293,000	3,218,342
12 繰入金		10,584,604	3,000	10,587,604
	2 基金繰入金	9,643,284	3,000	9,646,284
15 府債		104,428,000	2,215,000	106,643,000
	1 府債	104,428,000	2,215,000	106,643,000
歳入	合計	916,119,407	5,692,500	921,811,907

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		38,885,979 ^{千円}	1,353,000 ^{千円}	40,238,979 ^{千円}
	2 企画費	7,289,042	60,000	7,349,042
	5 選挙費	38,570	1,293,000	1,331,570
6 農林水産業費		21,115,286	207,500	21,322,786
	1 農業費	6,451,032	30,500	6,481,532
	2 茶業費	1,215,409	2,000	1,217,409
	5 林業費	6,474,770	175,000	6,649,770
7 商工費		103,748,134	15,000	103,763,134
	1 商工業費	102,698,148	15,000	102,713,148

8 土 木 費		63,119,812	176,000	63,295,812
	2 道 路 橋 り よ う 費	19,005,608	61,000	19,066,608
	3 河 川 海 岸 費	19,612,983	53,000	19,665,983
	6 公 園 費	1,745,013	16,000	1,761,013
	7 住 宅 費	3,957,715	46,000	4,003,715
10 教 育 費		167,066,549	6,000	167,072,549
	6 大 学 費	9,531,877	3,000	9,534,877
	8 文 化 財 保 護 費	2,541,946	3,000	2,544,946
11 災 害 復 旧 費		1,411,642	3,935,000	5,346,642
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	233,301	350,000	583,301
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,178,341	3,552,000	4,730,341
	3 庁 舎 等 災 害 復 旧 費	0	33,000	33,000
歳 出 合 計		916,119,407	5,692,500	921,811,907

第2表 府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北近畿タンゴ鉄道災害復旧事業費	—	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	60,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
治山事業費	879,000				904,000			
河川事業費	4,612,000				4,662,000			
自然公園事業費	62,000				78,000			
自然災害防止事業費	810,000				910,000			
現年発生補助災害土木復旧事業費	219,000				1,033,000			
単独災害土木復旧事業費	300,000				1,437,000			
府立学校施設災害復旧事業費	—				11,000			
単独災害庁舎復旧事業費	—				2,000			
計	104,428,000				106,643,000			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	河川等災害復旧費	2,352,000